

令和 3 年度
伊方町の教育に関する
事務の点検・評価報告書



令和 4 年 9 月
伊方町教育委員会

***** 目 次 *****

I 教育に関する事務の点検・評価について 1
II 令和3年度伊方町教育委員会教育重点施策 2
1 伊方町の将来像 2
(1) 本町のめざす将来像	
(2) まちづくりの基本目標・・・教育・スポーツ・文化面	
2 伊方町の教育行政 3
(1) 教育目標	
(2) 基本方針	
(学校教育) 5
1 重点施策 5
(1) 社会総がかりで取り組む教育の推進	
(2) 実態を活かした、特色があり活力のある学校づくりの推進	
(3) 安全・安心な教育環境の整備	
(4) 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進	
(5) 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化	
(6) 新学習指導要領に対応し、確かな学力を育てる教育の推進	
(7) 互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成	
(8) 特別支援教育の充実	
(9) スポーツ振興と生涯学習社会の形成に立った教育の推進	
(10) 個性豊かな地域文化の継承	
(11) 国際化・情報化など激変する社会に主体的に対応する能力の育成	
(12) 発達段階に応じ、自立に向けたキャリア教育の推進	
(社会教育) 8
1 重点施策 8
(1) 学び、伝え、共に創る生涯学習社会の形成	
(2) 家庭、学校、地域が連携・協働した青少年の健全育成	
(3) 自治公民館活動の充実と住民意識の向上	
(4) 地域ぐるみの人権・同和教育の推進	
(5) 地域に根ざした個性豊かな文化の振興	
(6) 国際交流と人・地域づくりの推進	
(7) 町民総参加のスポーツと健康づくりの推進	
III 教育行政執行の概要 10
IV 令和3年度伊方町教育委員会に関する事務の管理 及び執行状況の点検及び評価について 12
V 総 評 19

I 教育に関する事務の点検・評価について

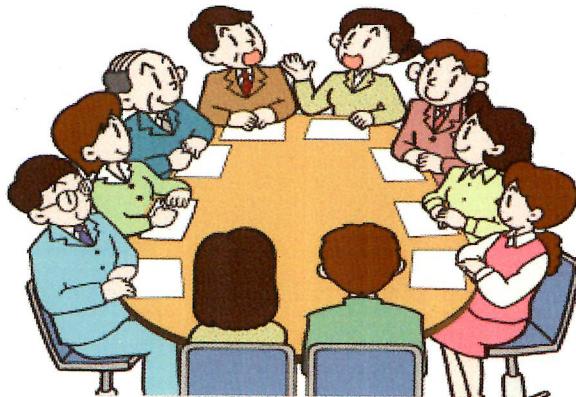
伊方町教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行の状況を自ら点検評価を行い、その結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに、町民の皆さんに公表しております。

この点検・評価は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆さんに対する説明責任を果たすこと目的としています。

また、伊方町教育委員会は、毎年「伊方町教育行政の重点施策」を策定しています。

点検・評価に当たっては、令和3年度伊方町教育行政の重点施策の、特に重点的な取組等を対象としました。

なお、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、事業の項目ごとに4段階の評点を明示しています。



地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 令和3年度 伊方町教育委員会教育重点施策

1 伊方町の将来像（伊方町総合計画より抜粋）

（1）本町のめざす将来像

輝く人々・豊かな自然 「よろこびの風薫るまち 伊方」

～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～

（2）まちづくりの基本目標・・・教育・スポーツ・文化面

～「ふるさと愛いっぱい」の人材（人財）が育つまちづくり～

“人づくりがまちづくりの基本”であり、“教育の原点は家庭にある”という原則のもと、家庭教育を重視し、家庭・地域と一緒に次代を担う人材（人財）の育成を図ります。

学校教育は、幼児期・児童期・思春期（保育所、将来の認定こども園、小・中学校、高校の連携）を通じて「知・徳・体」のバランスのとれた教育、キャリア学習など未来への目的を考える教育、郷土をより深く愛する心を育成する教育に取り組みます。また、グローバル化・情報化が急激に進展する社会を生き抜く力として、英語コミュニケーション能力を高め、タブレットの導入、学習環境の整備により一層教育プログラムを拡充し、ICT等を活用して課題を解決する能力を有する人材（人財）の育成に努めます。

家庭・地域との連携をさらに強め、地域資源を十分に活用しながら、地域学校協働本部の活動を充実させるとともに、学校と地域住民等が協働して学校の運営にあたるコミュニティ・スクールも視野に入れ、特色ある「地域とともにある学校」づくりを目指します。

学校の果たす役割の再確認と「地域とともにある学校」の観点から児童生徒にとってよりよい学校環境を検討し、少子化に対応した活力がある小学校・中学校づくりに努めます。

生涯学習・スポーツ分野は、自治公民館を基盤に各世代の要望に基づく学習活動の活性化と心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及を図り、町民の主体性を発揮する機会の拡大に取り組みます。また、様々な機会を通して人権・同和教育と人権啓発に努め、差別のないまちづくりを推進します。

文化財・博物館の分野は、佐田岬半島の文化と歴史を継承し、新しい文化の創造につなげる環境づくりを推進します。

町民の学習・スポーツ・文化活動の成果が地域活動やボランティアに発展し、さらに地域課題の解決や次代の人材（人財）育成につながる（循環する）よう、本町独自の生涯学習社会を構築します。

2 伊方町の教育行政

(1) 教育目標・・・ふるさと愛いっぱいの人材（人財）が育つまちづくり

この目標は、教育行政と町民との協働作業により、郷土伊方の自然や歴史と文化の継承者であるすべての子どもたちが、生きる力や確かな学力を育み、自らの居場所と夢を持ちながら元気に世界にはばたけることを、また、すべての町民が健康で主体的に学習し、人生に誇りと希望をもって心豊かに生きることを願って定めたものです。

(2) 基本方針

『「ふるさと愛いっぱい」の人材(人財)が育つまちづくり』の実現を目指し、次の事項を基本方針として定め、学校・家庭・地域社会の連携協力のもと、本町教育の充実に努める。

1 社会総がかりで取り組む教育・未来を担う人材の育成

家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域が連携・協働して、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援する。

2 特色ある開かれた学校づくり

学校の実態や創意工夫を生かした特色や活力ある学校づくりとともに、社会に開かれた信頼される学校づくりを推進する。また、ふるさと学習を推進し、子どもたちの郷土愛・人間愛を育成する。

3 安全安心な教育環境・豊かな心、健やかな体を育てる教育

健康教育・防災教育の推進や地域ぐるみの学校安全対策の充実に取り組むとともに、子どもたちの豊かな人間性や体力など社会で生きる力を育む。

4 教職員の資質能力・確かな学力を育てる教育

教職員の専門的知識・能力と資質の向上を図るとともに、子どもたち個々に応じたきめ細かな指導、実践的な英語力の向上を図りグローバルな視野を養う教育や Society5.0 社会を見据えた ICT 教育の推進に努める。

5 人権尊重の教育・特別支援教育・児童生徒の健全育成

児童生徒の健全育成と、人権が尊重される社会づくりを目指しあらゆる差別、偏見解消のために人権・同和教育を推進するとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育への取

組を進める。

6 生涯学習社会づくり

伊方町生涯学習推進計画に基づき、学習をとおして町民一人ひとりが自分自身を高めながら、人々との交流を促進し、学んだ成果を地域社会に生かしていくことにより、学び、伝え、共に創る生涯学習社会の形成を目指す。

7 地域文化の継承

優れた文化に接する機会の提供と、文化活動の支援や文化の振興・交流促進を図るほか、文化財の保存・活用に努め、個性豊かな地域文化を創造する。

8 情報通信社会への対応

様々な情報機器やネットワーク環境の整備を図り、それを活用した多様な教育を行い、高度情報通信社会に対応できる人づくりを推進する。

9 スポーツ振興による活力ある地域社会づくり

生涯スポーツ振興により前向きで活力ある地域社会をつくり町の活性化を図る。

* * * 学 校 教 育 * * *

1 重点施策

(1) 社会総がかりで取り組む教育の推進

- ・家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校の創意工夫により、地域に愛され、信頼される学校づくりに努める。また、地域学校協働本部を活用し、学校、家庭、地域等の多様な連携・協働を行い、未来を担う子どもたちのための支援に努める。

(2) 実態を活かした、特色があり活力のある学校づくりの推進

- ・伊方町の自然・文化・人などを活かし、学校が創意工夫して特色ある学校づくりを進めるとともに、外部に開かれた信頼される学校づくりに努める。
- ・少子・高齢化、グローバル化、環境・資源問題の深刻化、高度情報化、社会経済構造の変化など、教育を取り巻く社会状況の変化に的確かつ柔軟に対応した教育の推進に努める。

(3) 安全・安心な教育環境の整備

- ・命を守る教育や防災・減災教育の推進、児童・生徒の安全を第一とした地域ぐるみの学校安全対策を充実させるとともに、安心して教育できる環境づくりに努める。
- ・新型コロナウイルス感染症の対策に対する体制強化と持続的な支援を図る。
- ・児童・生徒の安全を第一とした地域ぐるみの学校安全対策を充実させるとともに、安心して教育できる環境づくりに努める。
- ・学校施設の老朽化等による安全対策や学校教育施設・設備の整備充実に努める。
- ・学校保健・生活習慣病対策・学校給食など「食に関する指導」の充実に努める。

(4) 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進

- ・道徳研究指定校の実践研究も活かしながら、教育活動全体を通して豊かな感性や自尊感情、自己肯定感を高める教育活動の推進に努める。
- ・子どもたちの豊かな感性や創造力を育んでいくため、読書環境の充実に努める。
- ・家庭と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進による基本的な生活習慣の定着やスポーツ習慣の定着等を図り、健やかな体の育成に取り組む。

(5) 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

- ・研修の改善や勤務経験の多様化などを通じて、教員一人ひとりの専門的知識・能力、健全な社会人としての資質向上を図るとともに、自己研修による学習指導力の向上に努める。
- ・教員公務員としての服務と責任を自覚して、実践的指導力の向上に努める。
- ・働き方改革を進め、子どもたち一人ひとりに向き合える教育環境づくりに努めるとともに風通しのよい職場づくりを推進する。

(6) 新学習指導要領に対応し、確かな学力を育てる教育の推進

- ・新学習指導要領に対応した「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善や、一人ひとりに応じたきめ細かな指導と、そのための教育活動支援員の配置等、体制整備を図る。
- ・学習状況調査の実施や分析から指導方法や指導体制の改善・充実を図り、基礎基本と確かな学力の向上を目指す。
- ・ICT環境を充実させ、ICT教育を促進して児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や個別最適な学びの実現に努める。
- ・家庭と連携して生活習慣や学習習慣の確立を図り、自主的な学習への取組に努める。

(7) 互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成

- ・人権尊重の学校づくりとして人権・同和教育を推進し、全教育活動における指導の充実を図り、人権問題を解決するための力を育てる。
- ・児童・生徒の健全育成のため、本人の立場に立った相談活動に力を入れるとともに、家庭や地域、関係機関との連携を強めた生徒指導に努める。
- ・いじめ問題やその他の問題行動に対する相談・指導体制等を充実させ、関係機関との連携を密にして迅速かつ毅然とした対応に努める。
- ・不登校や児童生徒の教育環境等に関する教育相談・支援体制を整備し、学校・教育委員会、大洲ふれあいスクール等関係機関等との積極的な連携を図り、受容・自立への支援・柔軟な対応に努める。

(8) 特別支援教育の充実

- ・各関係機関や保護者との連携を密にし、合理的配慮に基づいた合意形成を図り、特別支援教育支援員の配置や個別の支援計画・指導計画の活用に努め、切れ目ない支援体制と一人ひとりに応じた支援の充実を図る。
- ・特別支援学級と通常の学級間での交流及び共同学習等を通じて互いの理解を深めるとともに、生活に根差した授業やキャリア教育を推進し、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を促進する。

(9) スポーツ振興と生涯学習社会の形成に立った教育の推進

- ・部活動など学校体育やスポーツ少年団活動等を通じてスポーツに親しむとともに、生涯スポーツの趣旨を生かし、心身を鍛えようとする意欲や態度を育てる。

(10) 個性豊かな地域文化の継承

- ・伊方町の各地域で保存伝承している様々な伝統文化や風習について、総合的な学習の時間等を通じて体験学習を行い、理解を深めるとともに地域文化継承への思いやふるさとを愛する心を育てる。

(11) 国際化・情報化など激変する社会に主体的に対応する能力の育成

- ・A L Tを活用し、実践的な英語力の向上を図りグローバルな視野を養う教育や、Society5.0社会に対応したI C T教育の推進と体制整備の充実を図り、新しい時代に求められる資質・能力を育てる。
- ・小規模校が多いという伊方町の特性を生かした教育活動を、地域の活用やI C Tの活用等を用いて工夫し、魅力化・活性化を図ることを通して、地域社会に対応した能力を育成する。

(12) 発達段階に応じ、自立に向けたキャリア教育の推進

- ・児童・生徒が自分自身の適性に気付き、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することのできる能力を育てる。
- ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、小学校段階から組織的・系統的なキャリア学習を推進する。



*** 社会教育 ***

1 重点施策

(1) 学び、伝え、共に創る生涯学習社会の形成

- ・生涯学習の啓発と促進

生涯学習に対する認識を深め、町民一人ひとりが自発的に学習に取り組む意欲を高める。

- ・生涯学習支援体制の充実

町民一人ひとりが、いつでもどこでも生涯学習に取り組み、充実した人生が送れるよう支援体制を確立する。

- ・高度情報通信社会に対応できる人づくり

- ・図書館活動の充実

読書離れの進む今日、創造力を伸ばし思いやりの心を育む読書を進めるとともに「本を読む楽しさ」を伝え、「本との出会い」の場を提供する。

(2) 家庭、学校、地域が連携・協働した青少年の健全育成

- ・家庭・地域における教育力の向上

子どもの成長段階ごとの生活課題を的確にとらえ、人と人のふれあいや自然体験をとおして、心の豊かな子どもを育てる。

- ・地域における青少年活動の推進

地域における青少年の体験の場を確保するとともに、子どもが自ら考え主体的に判断し、行動できるよう支援する。

(3) 自治公民館活動の充実と住民意識の向上

- ・自治公民館活動の充実

地域住民の連帯意識を育てる拠点としての自治公民館活動の充実に努めながら、自治意識を高め、心豊かなふるさとづくりを推進する。

- ・地域リーダーの育成と地域が取り組む自主活動の推進

住民が自主的に取り組む活動を支援し、地域リーダーの育成を図る。

(4) 地域ぐるみの人権・同和教育の推進

- ・人権意識の高揚と啓発活動の充実

地域における様々な取組を人権の視点で捉え直し、地域住民の参加・交流活動を推進するとともに、広報誌や視聴覚ライブラリーなどを活用し家庭・地域に人権文化を根付かせるための情報提供等に努める。

- ・様々な人権問題解決への意欲と実践力を培う教育

参加型体験学習の手法を取り入れるなど研修の充実を図り、差別

の現実に学ぶことを通して同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた実践力を身につける。

- ・地域間における交流活動の展開

地域課題を踏まえながら子ども会・学級等を育成するとともに、課題解決に向けた学習・交流活動の充実に努める。

- ・部落差別の解消の推進に関する法律の具現化

現在もなお存在する部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを重要課題と捉え、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指す。

(5) 地域に根ざした個性豊かな文化の振興

- ・郷土の特性を生かした文化活動の振興

「やすらぎ・うるおい」が求められる中で、創造的な芸術・文化活動を推進するとともに、地域の良さを生かした生活文化を創造する。

- ・優れた作品や芸術に学ぶ機会づくり

佐田岬半島の個性豊かな地域文化の創造と伝統文化の保存・継承とともに、本物の芸術に「見て・触れる」ことができる場を提供する。

- ・文化財の調査・研究・保存及び活用と地域博物館構想の推進

文化財の調査・研究を推進し、保存や活用を図るとともに、町見郷土館の効果的活用を目指しながら、文化財のさらなる活用のため地域博物館計画を推進する。

(6) 国際交流と人・地域づくりの推進

- ・国際交流の推進と人材育成事業の拡大

国際交流活動を推進し、異文化を学習する機会の提供を図る。

「ひとづくり」を展開するため、人材育成に努める。

- ・地域づくりへの女性の参画促進

女性団体との連携を深め、自主的な学習活動を支援するとともに女性の地位向上を図り、より良い町づくりへの参画に繋げていく。

(7) 町民総参加のスポーツと健康づくりの推進

- ・町スポーツ推進計画に基づく実践化による活力ある町づくりの推進

町民自らがスポーツ・レクリエーション活動に取り組み、健康でいきいきとした生活を創造するため、スポーツ推進計画に基づき事業を展開する。

- ・指導体制の確立と施設の有効活動

町民一人ひとりが年齢・性別・体力・好みなどに応じて、日常のスポーツ活動を展開できるよう支援する。

III 教育行政執行の概要

学校教育においては、『「ふるさと愛いっぽい」の人材（人財）が育つまちづくり』を基本目標に、コロナ禍の中、安全安心な教育環境の整備と学びの保障に努力し、子どもたちの「生きる力」の育成と、小規模校の特性を生かした活力ある学校づくりに努めてまいりました。

学校・家庭・地域等がそれぞれの持つ教育的機能を発揮しながら多様な連携・協働を行い、社会総がかりで未来を担う子どもたちの教育の支援に努力しています。特色ある開かれた学校づくりに努めるとともに、令和3年度から地域学校協働本部を各中学校区に設置し、その充実に取り組んでいます。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため、各学校においては様々な対策を講じて学校経営に取り組みました。学校安全については、学校防災マニュアルの点検・修正に努め、校内体制の整備と防災教育や訓練の実施を通じて危機管理意識の向上に努めました。また、学校防災教育モデル校指定を受けた町内小学校の実践を各校で共有し、実践力の育成に努力しました。

確かな学力を育てる教育については、新学習指導要領に対応した主体的・対話的で深い学びからの授業改善や、一人ひとりに応じたきめ細かな指導とそのための教育活動指導員等の整備に努めました。また、ICT教育環境の充実を図り、タブレットや電子黒板等の機器の活用やタブレット持ち帰り、学校間遠隔授業の促進等による個別最適な学びの実現に努力しました。変化の激しい時代にあってもたくましく生き抜く子どもを育てるために、生涯を通じて学び続ける意欲の育成や、本町独自の学校間交流事業、体験学習、キャリア教育、外国語教育等の充実に取り組みました。

いじめ問題や不登校等の予防・解決については、全中学校にスクールカウンセラー、全小学校にハートなんでも相談員、町教育委員会に教育相談係・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談と迅速な対応体制の充実に努め、児童生徒の健全育成、支援を推進しました。

特別支援教育については、教育支援委員会の設置や学校巡回相談・就学相談等の充実により、きめ細かな教育を展開するとともに、障がいがあり学校生活への適応が難しい児童生徒が、豊かな学校生活を送れるよう支援員を配置しました。

学校給食については、衛生管理に万全を期し、栄養バランスのとれた給食の提供に努めるとともに、給食調理員の待遇改善を図り、人員の確保による安定した給食の供給に努力しました。

児童生徒数の減少により課題となっていた子どもたちのより良い教育環境の整備については、再編検討委員会を発足し、伊方町にふさわしい教育環境・学校の在り方について検討を始めました。

【主な施設整備及び事業等】

- 小学校遊具整備工事
- 小学校防災用ヘルメット購入事業
- 伊方小学校2階男子トイレ改修、屋上防水修繕工事
- 三机小学校職員室エアコン修繕工事
- 三崎小学校体育館玄関庇修繕
- 伊方中学校太陽光発電設備設置工事
- 伊方中学校管理棟2階男子トイレバリアフリー化工事
- 町内小中学校校務支援システム導入業務
- 町内小中学校ネットワーク環境改善業務

社会教育においては、昨年度に続き新型コロナウイルス感染症対策のため、様々な分野において事業の縮小や中止を余儀なくされましたが、その中で、対策や状況を考えて実施したものも多くありました。社会教育では、多様な町民のニーズの把握に努め、学び伝え共に創る生涯学習社会の形成と充実、町民総参加の生涯スポーツと健康づくりの推進、地域に根差した個性豊かな文化の継承と振興を重点に進めてまいりました。

生涯学習の推進については、成人式をはじめコロナ禍の中で感染対策を徹底し工夫して開催した事業については、安全に実施することができました。人権教育については、あらゆる人権問題や差別の解消を目指し、広報活動や各種研修会への参加、人権フェスタや町内人権教育研修会等を通して、人権意識の啓発を行い基本的人権が尊重される「明るく心豊かなまちづくり」の推進に努めました。

また、図書館については、学校への図書の定期配達や電子図書の充実による電子図書館の利用促進等を行い、読書意欲の喚起に努めました。

公民館事業や自治公民館事業についても、中止や制限のある中で、工夫して自主的な活動や地域の住民の連携を深める取組の支援に努力しました。青少年の健全育成については、コロナ禍での問題行動も含め、家庭・地域・学校等が連携・協働した健全育成活動に努めました。

文化の振興については、文化財の調査・保存に努め、町民の関心と理解を深めるとともに、地域に伝わる伝統的な文化の保存・伝承にも努力してきました。天然記念物「三崎のあこう」指定100年記念に関しては、メディア等への発信、環境整備等を行いました。伊方町地域博物館（仮）に関する事業については、基本計画をベースに、基本設計・実施設計を進め設計業務を完了し、令和4年度に建築を行う計画としています。

生涯スポーツの推進については、社会体育事業の充実を図り町民の健康保持・増進のため、体力に応じたスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するとともに、体育施設の適切な維持管理に努めました。また、東京2020オリンピック・パラリンピックについては、大会が1年延期開催となり、本年に「オリンピック聖火リレー」が行われ、伊方町は三崎地域をコースとし聖火ランナーたちが聖火を繋ぎました。また、庁舎内でも聖火を展示しました。ホストタウン交流事業については、相手地域「バミューダ諸島」とオンライン交流を続け、東京2020オリンピックのバミューダ諸島の金メダリストやパラリンピック入賞選手、バミューダ諸島オリンピック・パラリンピック協会関係者等と試合前後にオンライン上で交流を行いました。

【主な施設整備及び事業等】

- 伊方スポーツセンター配水設備更新工事
- 町民会館ペントハウス屋上防水改修工事
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレー
- 男子プロバスケットボールB.LEAGUE 2021シーズン公式戦
- 子ども将棋大会・将棋教室
- 人権フェスタ2021いいた
- 生涯学習推進大会
- 成人式（令和3年、令和4年）
- 各公民館・図書館・郷土館事業の実施

※詳細については、評価・点検表をご覧ください。

IV 令和3年度 伊方町教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

点検・評価について	4段階	A 良好	B 概ね良好	C やや悪い	D 改善が必要
-----------	-----	------	--------	--------	---------

大項目	中項目	小項目	自己評価	学識者評価	内 容 等
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議	①開催状況、回数等	A	A	○定例会については、毎月開催し報告や議事について審議がなされた。 ○臨時会については、教職員の人事等について審議するため3月に開催した。 ○議事録を作成し、翌月に確認を行った。
					学識者の意見 ○計画どおり開催されています。引き続き、毎月の定例会及び必要に応じた臨時会の開催をお願いします。なお、教育委員会の会議録の積極的な公表について、他市町の取組等も参考に検討してください。
		②運営の工夫	A	B	○学校教育室長、生涯学習室長、スポーツ推進室長、各公民館長、図書館長兼生涯学習センター所長、町見郷土館長、給食センター所長も出席し、現場の状況や、より詳細な活動報告を行う等、広く情報の共有や意思疎通に努めた。 ○町教育行政の課題等について、必要に応じて意見交換や資料提供に努めた。 ○教育行政の更なる推進のため、7月から教育委員を4名から5名に任命した。
					学識者の意見 ○課題や問題点について解決策を見つけて対応する等、各室の連携も必要です。更に運営に工夫を凝らし、充実した会議となるよう努力してください。
	(2)教育委員会と事務局の連携	教育委員会と事務局の連携	A	A	○委員として有益と思われる情報は、収集のうえ提供に努めた。
					学識者の意見 ○引き続き、教育行政に関わる情報共有を図り、相互の連携をより強めるよう努めてください。
	(3)教育委員の研修	研修会への参加	B	B	○新型コロナウイルス感染症対策のため、教育委員の対外的な研修はほとんどが中止となった。しかし、町内で開催した各種大会、イベント、講演会等へ出席、委員会での定期研修などを実施し、幅広い分野の自己研鑽に努めた。
					学識者の意見 ○新型コロナウイルス感染症対策により対外研修の実施等は難しい状況はあるが、その分、町内等で行える研修を充実するなどにより見識を深めてください。
	(4)学校に関する指導・支援	学校訪問	A	A	○町教育委員会の学校訪問については、6・7月にかけて、教育委員及び学校教育室他職員が町内全小中学校(小学校5校・中学校3校)を対象に実施した。 主な内容は、校長から学校経営等についての説明を受け、それに対する意見交換を行い、授業参観等を実施した後、教職員との意見交換や指導を行った。また、施設の改善箇所についても現地確認により把握に努めた。 ○町教育委員会の学校訪問に先立って、南予教育事務所の管理主事及び教育長による町内全小中学校訪問を実施し、個別面談等を行った。
					学識者の意見 ○児童生徒が充実した教育環境の中で学校生活が送れるよう、なお一層の指導・支援に努めてください。また、施設の改善については、これまで通り児童生徒の安全を最優先して整備を行ってください。

大項目	中項目	自己評価	学識者評価	内容等
2 教育委員会が管理執行する事務	(1)教育行政の基本方針に関すること	B	B	<p>○毎年県の基本方針に準じたうえで、『ふるさと愛いっぽいの人材(人財)が育つまちづくり』の実現を目指した町の基本方針を定め、学校・家庭・地域社会の連携協力のもと、本町教育の充実に努めた。</p> <p>○関係機関等に、毎年発行している『教育要覧』を配付し、推進と啓発に努めた。</p> <p>○本報告書(最新版)を町のホームページに掲載して公表を行った。</p>
	(2)教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること	A	A	<p>○国の法律改正等で、改正が必要なものについては通知文書等をもとに処理している。</p> <p>○3年度においては、伊方町教育委員会組織条例の制定、伊方町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則、伊方町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、伊方町文化功労者表彰の一部を改正する規則、組織・機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則、伊方町教職員旧姓使用取扱要領、組織・機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する告示、伊方町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令についてそれぞれの一部改正を行った。</p>
	(3)学校その他の教育機関の設置、廃止及び変更に関すること	A	A	<p>○学校再編等については、令和3年12月14日に伊方町学校再編検討委員会を開催した。委員22人を委嘱し、会長・副会長の選任、これから望ましい教育環境と学校再編等の検討事項について教育長から会長に諮問した。令和4年3月22日に第2回を開催し、伊方町が目指す現実的な学校規模について検討した。今後も引き続き、検討委員会を6回程度開催し、現状や将来の推移等的確な把握に努め検討をし、審議結果の報告を行うこととしている。</p>
	(4)教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること	A	A	<p>○例規等に基づく任命又は委嘱を行った。 (主な委嘱) ◇学校医、学校歯科医、学校薬剤師 ◇学校評議員 ◇学校給食センター運営委員会委員 ◇社会教育委員、文化財保護審議会委員 ◇スポーツ推進委員、スポーツ推進員、スポーツ推進審議会委員 ◇生涯学習センター運営委員会委員、図書館協議会委員 ◇公民館運営審議会委員等</p>
	(5)教育予算その他議会の議決を経るべき議案の決定	A	A	<p>○予算その他議会の議決を経るべき議案については、事前に委員会で審議した。</p> <p>○事前審議を十分行った上で、決定できるよう努めてください。</p>

大項目	中項目	小項目	自己評価	学識者評価	内容等
3 管理執行を教育長に委任する事項	(1) 学校教育に関するこ	①特色ある学校づくり	・教育活動の公開状況 ・情報の発信状況 ・地域の教育力の活用状況 ・学校関係者(外部)評価の実施状況	B	<p>○新型コロナウイルス感染症対策のため参観日等での授業の公開数は少なくなった。教科等部会研修を行って授業を公開し、他校の教諭等と授業研究を行い改善に努めた。また、文部科学省指定道徳研究校、県指定防災教育研究校である町内の学校が研究会を開き、町内外の教員を対象に授業公開・研究協議を行った。</p> <p>○情報教育推進協議会で協議・研修を重ね、全学校がホームページの充実と更新回数増加に取り組み、アクセス回数が向上した。学校便りや学級通信などの充実にも取り組んでいる。また、「広報いかた」で教育ニュースコーナーを設置し、教育委員会の動きを発信している。</p> <p>○コロナ禍ではあるが地域学校協働活動の充実を目指し、学校支援コーディネーターの支援も受けながら、しめ縄づくりや製き織り体験、みかん摘みやさつま芋栽培等を行い、地域の人材など教育力の活用に努めた。</p> <p>○各学校ごとに学校関係者評価委員を委嘱し、学校の自己評価や生徒・保護者の評価等について分析・評価を行い、学校経営の向上に生かした。</p> <p>学識者の意見</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に伴い各学校とも、児童生徒に対して様々な対策を講じておき、引き続き学校の取組に努めてください。</p> <p>○地域の教育力を有効活用するとともに、学校関係者の評価等をもとに特色ある学校づくりを推進してください。</p> <p>○「広報いかた」での教育ニュースコーナーを充実して、更に教育委員会の動きを発信してください。</p>
		②生きる力の育成と確かな学力の定着	・学力の定着向上状況 ・道徳の時間の実施状況 ・教育活動指導員の配置	B	<p>○教育力向上推進委員会では、全国学力学習状況調査等の結果をもとに分析と授業改善を行い、基礎学力の向上に努めた。</p> <p>○各小中学校に教室1台以上の電子黒板や一人一台端末を令和元年までに整備し終え、通信環境やセキュリティ関係も整備し環境の充実を図っている。</p> <p>○授業や活動の振り返り等により、道徳教育を児童の生活に、より密接に結びつけるとともに、思いやりの心を育むために人権教育の推進にも努めた。</p> <p>○中学校数学学科においては、きめ細かな授業が実施できるよう教育活動指導員を2名配置し、教師の補助的な立場での授業への参画や補充学習を行うなど学力の向上につなげた。</p> <p>○今年度から小学校の複式学級に対応できるよう教育活動指導員を1名、スクールサポートスタッフを1名配置し、教師の負担軽減を行うとともに、学力向上につなげた。</p> <p>学識者の意見</p> <p>○機器の整備は県下で一早く整備している中で、機器更新の整備に取り組んでください。</p> <p>○教員の負担軽減のため、引き続き、町独自の取組や県の支援等を生かし、複式学級等に対応する指導員等の更なる配置を行ってください。</p>
		③教職員の資質・能力の向上	・研究会の実施状況 ・実践的指導力の向上	B	<p>○新型コロナウイルス感染症対策に伴い、町の教育会の部会活動等の実施は少なかつたが、資質、能力、指導力の向上に努めるとともに、オンラインによる部会研修や各種研究大会、研修会に積極的な参加を促し、自己研鑽に努めた。また、愛媛県特色ある道徳教育推進事業1年次(伊方小学校)、学校防災教育実践モデル校(大久小学校)の研究発表会を行い成果と課題を町内外の参加者と共有した。</p> <p>○ICT教育の充実を図るために、情報教育推進協議会が中心となり、ICT機器を活用した教員研修の充実を図るとともにスキルアップに努め、授業改善に生かした。</p> <p>学識者の意見</p> <p>○ICTを有効活用し児童生徒の学習意欲を高めるとともに、機器の使用に際しては教職員の更なる研修等を行い資質向上に努めてください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に伴い、タブレットを家庭に持ち帰らせるなど児童生徒への学びの保障に努めてください。</p>
		④生徒指導の徹底と健全育成	・家庭、地域、関係機関との連携 ・不登校、いじめ、非行	B	<p>○児童生徒の健全育成には、家庭・地域・学校・関係機関のネットワークが重要であるため、専門的知識を備え、子どもの環境に働きかけ支援するスクールソーシャルワーカーと補導会や児童福祉関係機関との情報交換・連携の強化に努めた。</p> <p>○不登校は小学校・中学校共に微増傾向にある。不登校やいじめの相談窓口として、全中学校3校にスクールカウンセラー、全小学校5校にハートなんでも相談員を配置し、家庭との相談を積極的に実施するなど、状況の改善、非行等の未然防止に継続して取り組んだ。</p> <p>○いじめの事案があったが、児童・生徒・保護者への聞き取り、指導、ケアに努め、教職員が継続して再発防止に努めた結果、解消、あるいは経過観察となっている。</p> <p>○学校警察連絡会議を活用し、児童生徒の生活安全に関する情報を警察や学校担当者等で情報交換を行い連携を深め、児童生徒の安全確保に努めた。</p> <p>○不登校児童生徒の出欠の取り扱いについて、ICT機器の利用や適応教室の利用等を出席と認める基準を決め、周知を行った。</p> <p>学識者の意見</p> <p>○人権教育、道徳での指導や関係機関との連携を強化して、地域ぐるみで子ども達を支援する体制を構築し、充実に努めてください。</p> <p>○児童生徒の些細なことでも見逃さず、できるだけ早い対応を行い、未然防止や再発防止に努めてください。</p>

大項目	中項目	小項目	自己評価	学識者評価	内容等
3 管理執行を教育長に委任する事項	(1) 学校教育に関する事項	⑤特別支援教育の推進	B	A	<p>○教育支援委員会等において、児童生徒についての情報交換や個々に応じた望ましい教育の推進に努めた。</p> <p>○各学校間での交流活動を実施するなど、体験学習に注力した。</p> <p>○特別支援学級については、小学校が4校（6学級）、中学校が2校（2学級）を設置しており、特別支援学級の入級までには至らず学校生活で支援の必要な児童生徒に対しては、町で特別支援教育支援員を小中学校に9名配置した。</p> <p>○令和2年度より発達支援巡回相談員を導入し、本年度は小中学校の訪問回数を多くして配慮を要する児童・生徒に関する相談を行った。</p> <p>○町保健センター、保育所等が開催する5歳児に関する会議に教育委員会、小学校も参加し、就学2年前からの実態把握等を行った。</p> <p>学識者の意見</p> <p>○学校において、支援を要する児童生徒が増加する中、支援員の役割は重要度が増しており、引き続き、処遇面等の改善や適正配置をお願いします。</p>
					<p>○学校施設について、安全面で問題が生じた場合は、最優先に修繕を行った。</p> <p>○各学校単位で保護者や学校支援ボランティア等が中心となり、登下校時の見守り活動を実施して安全確保に協力を得た。また、2名のスクールガードリーダーを配置し、定期的に町内各小・中学校を巡回して、学校安全に対する改善指導等に努めた。</p> <p>○警察と町教育委員会が「児童生徒を守り育てるサポート制度」に関する協定による連携のもと、非行防止及び健全育成に努めた。また、教育委員会、学校や警察、役場関係課等と通学路の安全点検を実施し、安全上問題となる箇所については改善に努めた。</p> <p>○学校の施設整備に関しては、小学校遊具整備工事、小学校防災用ヘルメット購入事業、伊方小学校2階男子トイレ改修、屋上防水修繕工事、三机小学校職員室エアコン修繕工事、大久小学校天井塗装修繕、三崎小学校体育館玄関庇修繕、伊方中学校太陽光発電設備設置工事、伊方中学校管理棟2階男子トイレバリアフリー化工事、町内小中学校校務支援システム導入業務、町内小中学校ネットワーク環境改善業務等を実施した。</p> <p>学識者の意見</p> <p>○学校施設の安全面を考慮し施設整備を行い、児童生徒の命を守るために安心で安全な学校生活が送れるよう努めてください。</p>
		⑥安心・安全な学校づくり	B	A	<p>○今年度もコロナ禍の影響により、各学校で開催している小児生活習慣病予防対策としての親子クッキング講習等は実施できなかった。（九町小のみ実施）</p> <p>○定期的に発行している「食育だより」や毎月発行している「給食だより」などを通じて、各家庭に食育の啓発及び周知をした。また、今年度から児童生徒に食材を含めた給食の内容を説明する今日の「ひと口メモ」を発行して食育の推進を図っている。</p> <p>○年2回開催の給食センター運営委員会での委員の意見・提案等も取り入れ、給食の改善に努めている。</p> <p>○地産地消の推進に配慮し地元業者からの食材購入に心がけ、可能な範囲で採用して、安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供できるよう創意工夫している。</p> <p>○安全安心な給食の提供に資するため、職員・調理員は毎日の検温や手洗い消毒、食材の検収・点検及び調理場の衛生管理の重要性を指導し、実践している。</p> <p>○食材納入業者に対しても輸送中の温度や納入基準（納入時等の注意事項）を徹底して衛生管理に努めている。</p> <p>○慢性的な調理員不足を解消すべく、令和3年度の採用から約半数の6名をパートからフルタイム職員への待遇改善を図り、定数を超える応募があった。については、個々のモチベーションの向上や負担軽減につながり好循環を生んでいる。</p> <p>学識者の意見</p> <p>○引き続き、調理員の安定確保のため処遇面等の改善や適正配置をお願いします。</p> <p>○食育の推進をより深めるとともに、地産地消も積極的に取り入れ安心でおいしい給食の提供に努めてください。</p>
		⑦学校給食の運営・管理	B	B	

大項目	中項目	小項目	自己評価	学識者評価	内容等
3 管理執行を教育長に委任する事項	(2) 社会教育に関するこ	①学び、伝え、共に創る生涯学習社会の形成	B	B	<p>○コロナ禍の中、国や県の規定、町内の感染状況を見極めながら生涯学習の推進に努力した。施設利用の制限、事業規模の縮小や中止もあったが、できるだけ学びを止めないように進めた。「生涯学習推進大会」は、コロナウイルス感染症状況の悪化により表彰式のみの実施とした。（参加した被表彰者：個人18名、団体3名）</p> <p>○ライフアップ講座を開催した（書道5名、コロナ禍でマスク老け防止エクササイズ8名、おもてなし料理9名）。</p> <p>○「広報いかた」の共同発行や公民館各種事業（陶芸教室・製き織教室・将棋教室・趣味講座・男性料理教室・女性講座・子ども英語スクール・高齢者講座等）を実施し学習意欲の喚起を図ったが、コロナ禍により事業変更等もあった。</p> <p>○保存年限の過ぎたリサイクル資料の無償提供を行った。また、保健センターの乳児相談対象者（4・5ヶ月乳児）に絵本の配付を行うブックスタートや町内小学校、三崎高校、保育所に図書を定期配送（1～2ヶ月毎約60冊）している。また、各公民館での図書の予約受取・返却サービスも新規利用者が増加してきている。ボランティアグループと連携して児遊館で毎月2回おはなし会を継続開催するほか、館外活動として小学校に出向いてのおはなし会を実施した。</p> <p>○「こどもの読書週間」や「秋の読書週間」には、読書で都道府県を楽しむ「GoTo読書」や、持続可能な社会の実現を学ぶ「SDGsの本」など、時代の流れに沿ったテーマ展示を行うなど読書意欲の喚起に努めた。</p> <p>○電子図書館については、児童生徒を中心に226人の新規登録があり、来館困難な地域での利用者が増加している（登録者合計527人）。また、電子書籍については9,449冊に達している。</p>
					<p>学識者の意見</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策により、各種事業の縮小が余儀なくされました。今後も生涯学習の充実に努めてください。</p> <p>○引き続き、電子図書の普及充実や地域への貸出等の充実に努めてください。</p>
	(2) 社会教育に関するこ	②家庭、学校、地域が連携・協働した青少年の健全育成	B	B	<p>○地域学校協働活動（愛媛県学校・家庭・地域連携推進事業）は、3年度から伊方・瀬戸地域にもコーディネーターを配置し、町内全域で活動を行った。</p> <p>○青少年健全育成事業で各小学校に予算措置を行い、地域の特色を生かした健全育成活動を実施した。</p> <p>○小学生国内派遣事業は、新型コロナウイルスの感染状況や天候の不良により、急遽、県内研修に変更し実施した。予定された交流はなかったが、県内の自然・文化・施設等の理解に繋がり、有意義であった。</p> <p>○補導会委員と連携を図り、相互に協力しながら、情報・行動連携を行い、児童生徒の健全育成に努めた。</p>
					<p>学識者の意見</p> <p>○地域学校協働活動において、新たに伊方・瀬戸地域にコーディネーターを配置しており、更なる連携強化を図ってください。</p> <p>○引き続き、健全な青少年の育成に繋がるような事業展開に努めてください。</p>
	(3) 自治公民館活動の充実と住民意識の向上	③自治公民館活動の充実と住民意識の向上	B	B	<p>○自治公民館活動を充実させるため、前年度に比べ一事業当たりの上限予算を増額するなど改善を図った。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業の中止や規模縮小などがあり例年の約半数程度の活動となったが、前年度実績は上回っている。（自治公民館活動助成事業…中央公民館所管10事業、町見公民館所管9事業、瀬戸公民館所管5事業、三崎公民館所管16事業、合計40事業、前年比118%）</p> <p>○自治公民館活動における町内共通課題として、コロナ禍に対応した事業を考察し、活動・実践へと繋げていく必要がある。</p> <p>○館長及び主事は、地域の社会的な活動を担当し、地域内の各種団体、グループ間の連絡調整を図り、公民館活動の企画推進の中核となっており、地域における諸行事や会合に積極的に参画し、リーダーとしての役割を果たしていた。</p> <p>○地域の「年中行事の伝承」、文化・スポーツ活動の推進、自発的な「生活課題の改善」の意識高揚に努め、「学習の場」として人づくりの推進を図った。自治公民館や諸事業を通じてのリーダー育成については、今後も継続して努力していく。</p>
					<p>学識者の意見</p> <p>○自治公民館活動の活性化のため、より一層の支援をお願いするとともに、高齢者の増加により公民館の役割は益々高まっているので、適正な職員の配置に努めてください。</p>

大項目	中項目	小項目	自己評価	学識者評価	内容等
3 管理執行を教育長に委任する事項	(2) 社会教育に関すること	<p>④地域ぐるみの人権・同和教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚と啓発活動の充実 ・様々な人権問題解決への意欲と実践力を培う教育 ・地域間における交流活動の展開 	B	B	<p>○人権フェスタでは、新型コロナウイルス感染防止のため、人数を制限して実施、354名が参加。中学校生徒による人権学習の成果発表、優秀作文の発表、「差別をなくして最高の笑顔を」と題して落語家 桂七福先生による講演を行った。中学生ばかりではなく大人の活動も見せる必要があるのではないかとの意見もあり、今後の検討課題とする。三崎高校のフェスタ参加の申し出もあり、オープニングで合唱をした。引き続きの連携を検討したい。</p> <p>○広報「人権シリーズ」に研修内容等を掲載し、町民への啓発を図った。</p> <p>○各種大会(四国、南予・愛媛県)へ役員・教員等が参加し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について理解を深め、自らの意識を見つめ直す機会となった。</p> <p>○地区別人権・同和教育懇談会は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、期間の延長や、各種地区集会との同時開催などを区長に提案したが、新型コロナウイルス感染症の状況が改善せず、開催した地区は無かった。</p> <p>○今後も人権教育協議会、人権対策協議会等の関係団体において、より一層の連携・協力体制を図るとともに、拡がりのある交流活動の推進に努める。</p> <p>学識者の意見</p> <p>○地区別懇談会は新型コロナウイルス対策で、引き続き未実施となりました。今後も、地域での行事開催に向けて、実施時期や事業内容の再検討、また、早期に地区への協力依頼を行う等積極的に努めてください。</p>
		<p>⑤地域に根ざした個性豊かな文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土の特性を生かした文化活動の振興 ・優れた作品や芸術に学ぶ機会づくり ・文化財の調査、研究、保存及び活用と地域博物館構想の推進 	B	A	<p>○伊方町子ども将棋大会・将棋教室を開催した。小・中学生24名が参加、将棋を通じてプロの技術に触れる機会もあり、文化活動の活性化が図られた。講師:黒田莞之(現役プロ棋士・五段)</p> <p>○文化公演事業は、コロナ禍で実施できる計画を模索したが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。大きな文化イベントは実施できなかった。</p> <p>○町見郷土館では、臨時休館や入館者の制限、スライド上映会の中止などもあったが、資料整理や調査、古文書等の虫害予防等を行い、みつけ隊の活動も継続している。</p> <p>○愛媛県歴史文化博物館や灯台フォーラム等の講演(オンライン含む)、ラジオ(南海放送)出演、団体のガイド・出前授業など機会をとらえて、地域の歴史文化等に親しむ機会創出に努めた。</p> <p>○8月からFacebookにて「佐田岬デジタル博物館(仮)」を開設し、投稿を毎日配信するほか、10月から愛媛新聞「四季録」の毎週連載をはじめ(9月まで1年間)、佐田岬半島と新しい博物館についての情報発信やPRに努めている。</p> <p>○伊方町地域博物館(仮)は、基本計画をベースに、基本設計・実施設計を進め、設計業務を完了した。令和4年度に建築を行う。</p> <p>○国指定天然記念物「三崎のアコウ」は指定100年を迎え、周知に努めた。文化庁の調査官を招き、現地の現状確認を行った。今後の保存活用計画の策定に向けての議論調整と、内部でもその進め方について検討した。</p> <p>○九町の木造神像や二名津や塩成の自然災害伝承碑について、その文化財的価値を検討し、現地見学会なども開催した。3件の新たな文化財指定に向け文化財保護審議会にて検討した。</p> <p>学識者の意見</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策により、各種事業の縮小が余儀なくされましたが、様々な分野での事業メニューをおりませて町民参加型の事業展開に努めてください。</p> <p>○デジタル博物館の開設や各地域の文化財の掘り起こしを行い、更なる文化財の保存に努めてください。</p> <p>○地域博物館の設計業務が完了し、来年度、施設等の整備等が行われますが、地域文化や文化財の継承が確実にされるよう検討をしてください。</p>

大項目	中項目	小項目	自己評価	学識者評価	内容等
3 管理執行を教育長に委任する事項	(2) 社会教育に関するこ	⑥町民総参加のスポーツと健康づくりの推進	・町スポーツ推進計画の策定によるスポーツを通した活力ある町づくりの推進 ・指導体制の確立と施設の有効活用	B	B
		⑦国際交流と人・地域づくりの推進	・国際交流の推進と人材育成事業の拡大 ・地域づくりへの女性の参画推進	B	B

V 総 評

令和3年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価を学識経験者の知見を活用して行い、各項目における改善策等の方向性を改めて確認することができました。

学校教育分野においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と学校教育活動の両立を図り、安全安心な学校づくりと学びの保障に努めていく必要があります。そして、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるために必要な「生きる力の育成」を目指した取組が重要な目標であることを再確認しました。さらに、学校・家庭・地域等との多様な連携・協働による社会総がかりで取り組む教育の推進と、社会の変化に対応できる教職員の育成が重要となってきます。

全ての小中学校の児童生徒にタブレットを配備し、ICT教育の環境整備も充実してきました。学校や家庭でICT機器を活用する場や機会を多くし、学校教育の質の向上を図るとともに児童生徒の個別最適な学びを充実していきます。また、今後より重要な体験学習についても引き続き推進します。学力の向上については、全国学力学習状況調査や県学力診断テストなどの結果を分析し、授業改善や家庭学習などの取組を強化していきます。

児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるように、学校施設の安全対策、防災・減災教育や対策に努めるとともに、特別支援教育において切れ目のない支援体制の整備を図り、いじめ・不登校対策については予防対策ときめ細かな支援の充実により一層努めています。

また、人口減少や少子化による学校教育の質の保障、より良い教育環境や学校の活性化については、引き続き学校再編検討委員会において伊方町の今後に適した教育環境を考えていきます。

社会教育分野においても、新型コロナウイルス感染症対策のため、様々な分野において事業の中止や縮小がありました。その中で、各種事業等を実施するにあたり感染防止対策を徹底し安全安心な運営を第一にしており、町民のニーズを把握し、マンネリ化にならないような事業展開に努めることが大切と考えます。町民が生涯にわたり生き生きと暮らすために、様々な活動の場の設定や情報の発信等が求められています。

さらに、町民の文化意識を高めるために、学社及び地域と連携を図りながら、幼少期から文化に親しむ機会を設定する取組が重要であります。今後、新たな文化交流施設・拠点としての地域博物館（仮）の建設により、佐田岬半島独自の文化の継承と新しい文化の創造により一層努めていきたいと考えます。

また、公民館事業をより充実させるため、広報活動をはじめ、様々な角度から改善策を講じていきたいと考えております。伊方町が今後も住みよい町として発展し続けるため、町民一人ひとりの課題として人権・同和問題学習を継続的に取り組み、人権尊重の心を育んでいくことが、将来の町づくり・人づくりの基盤に繋がってくると確信しております。

教育に関する事務の点検・評価を生かし、事業の有効性や達成度を常に意識するとともに、毎年度の反省を踏まえ、更なる改善を図りながら長期的な視点に立った教育行政を体系的に推し進めていきたいと考えております。